

別添①

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	株式会社かがやき（就労継続支援A型）
------	--------------------

（Ⅰ）労働時間 ※別添②に入力の上記載すること		
①1日の平均労働時間が7時間以上		40 点
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		

①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点

（Ⅱ）生産活動		
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上		5 点
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上ではない	○	

①40点 ②25点 ③20点 ④5点

（Ⅲ）多様な働き方（※）		
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度		35 点
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている	○	
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
小計（注1）	8	点

（※）任意の5項目を選択すること

（注1）8以上：35点、6～7：25点、1～5：15点

（Ⅳ）支援力向上（※）		
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		35 点
参加した職員が1人以上半数未満であった		
参加した職員が半数以上であった	○	
②研修、学会等又は学会誌等において発表		
1回の場合		
2回以上の場合	○	
③視察・実習の実施又は受け入れ		
いずれか一方のみの取組を行っている		
いずれの取組も行っている	○	
④販路拡大の商談会等への参加		
1回の場合		
2回以上の場合	○	
⑤職員の人事評価制度		
人事評価結果に基づき定期に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している		
⑥ピアサポーターの配置		
ピアサポーターを職員として配置している		
⑦第三者評価		
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している		
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計（注2）	8	点

（※）任意の5項目を選択すること

（注2）8以上：35点、6～7：25点、1～5：15点

（Ⅴ）地域連携活動		
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○	10 点

1事例以上ある場合：10点

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点	40
生産活動	5点		20点		25点		40点		5
多様な働き方	0点		15点		25点		35点		35
支援力向上	0点		15点		25点		35点		35
地域連携活動	0点				10点				10

合計		
125	点	／200点

（Ⅳ）支援力向上
令和3年度の報酬の
取扱いにおいては
「令和2年度」の実績
で評価。

（Ⅴ）地域連携活動
令和3年度の報酬の
取扱いにおいては
「令和2年度」の実績
で評価。

～留意事項通知抜粋～

新規指定の就労継続支援A型事業所等の就労継続支援A型サービス費の区分について

報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。